

お見積りに関する注意事項

・本お見積りは、HTB エナジー社で行います。見積もりの中で HTB エナジー社の総合的な判断により、見積りの提出、または、契約が不可となる場合がございます。その場合、見積もり等提出・契約不可の内容についてはお答えできませんのでご了承下さい。また、見積もり提出可能となった場合で、お客様に最適なプランをご提案するために事前にいただいた資料に加えて、更に資料をいただく事もございますので、その際は加えての資料を提出いただけますようお願い申し上げます。

・お見積りを依頼いただきます段階で、以下の 3 事項について同意いただきますことを前提としておりますので、よくお読みの上、ご不明点については本書類をお渡しさせていただきました担当者へご連絡下さい。

- 1) プライバシーポリシー
- 2) 共同利用プライバシーポリシー
- 3) 反社会的勢力ではないことの表明・確約について

以上

プライバシーポリシー

HTB エナジー株式会社（以下「当社」）は、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

●個人情報の管理

当社は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行ないます。

●個人情報の利用目的

お客様からお預かりした個人情報は、当社からのご連絡や業務のご案内やご質問に対する回答として、電子メールや資料のご送付に利用いたします。

●個人情報の第三者への開示・提供の禁止

当社は、お客様よりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- ・お客様の同意がある場合
- ・お客様が希望されるサービスを行なうために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合
- ・法令に基づき開示することが必要である場合

●個人情報の安全対策

当社は、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じています。

●ご本人の照会

お客様がご本人の個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。

●法令、規範の遵守と見直し

当社は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努めます。

共同利用プライバシーポリシー

●共同利用する者の範囲

HTB エナジー株式会社（以下「当社」）は、以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。※1

- ・小売電気事業者※2
- ・一般送配電事業者※3
- ・電力広域的運営推進機関

●共同利用の目的

- ・託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
- ・小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次※4のため

- ・供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため

●共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ・供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

●共同利用の管理責任者

- ・基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- ・供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）をご参照ください）。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

反社会的勢力ではないことの表明・確約について

1. お客様（法人格含む）が、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約していただきます。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員
- (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4)各県の暴力団排除条例（以下「条例」という。）に規定される公表を受け、その後条例を遵守していないと認められる者
- (5)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6)その他暴力団事務所に出入りするなど(1)から(5)のいずれかに準ずる者

2. お客様（法人格含む）が、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行わないことを表明、確約していただきます。

- (1)脅迫的な言動又は暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を棄損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- (5)貴社が管理する施設への来訪者その他滞在する者に対する迷惑行為
- (6)その他(1)から(5)に準ずる行為

3. お客様（法人格含む）が、上記のいずれかに反したと認められることが判明した場合又はこの表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合、若しくは契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものとなるものであることが判明した場合は、催告することなくこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、HTBエナジー社および販売代理店等に対して、違約金、損害賠償、損失補償、原状回復、その他名目を問わず一切の請求をしないこと、および、取引の停止又は解約により損害が生じた場合は、一切をお客様（法人格含む）の責任とすることを表明、確約していただきます。

以上